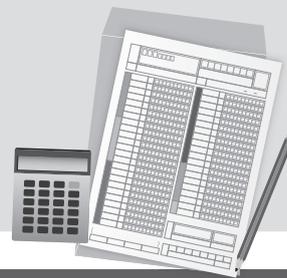


- 申告期間** 2月16日(金)～3月15日(木)
- 受付会場** 役場 3階 301・302会議室
- 受付時間** 午前の部／午前8:30～11:00(相談開始:午前9:00から)
午後の部／午前11:00～午後4:00(相談開始:午後1:00から)



申告が必要な方

所得税の確定申告	町・県民税の申告
<input type="checkbox"/> 事業所得(営業、農業)や不動産所得などがあり、所得合計額が所得控除額を上回る人 <input type="checkbox"/> 給与収入が2千万円を超える人 <input type="checkbox"/> 年末調整済みの給与所得以外に、他の所得と給与収入(副業等)の合計額が20万円を超える人 <input type="checkbox"/> 譲渡所得があり、特別控除や特例などの適用を受ける人 <input type="checkbox"/> 年末調整を済ませていない給与または年金収入があり、所得税の納付もしくは源泉徴収税額分の還付を受ける人 <input type="checkbox"/> 医療費控除、雑損控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除などの各種控除を受ける人 <input type="checkbox"/> 給与所得者で年末調整の内容(扶養控除など)を変更する人 ※還付などを受けるために確定申告をする人は、20万円以下の所得についても申告が必要です。	<input type="checkbox"/> 年末調整済みの給与所得以外に、20万円以下の所得または給与収入がある人 <input type="checkbox"/> 事業所得(営業、農業)や不動産所得などがあり、所得合計額が町・県民税の控除(扶養控除、社会保険料控除などの合計)を下回る人 <input type="checkbox"/> 所得がない人

※国民健康保険に加入している人は、国民健康保険税の算定(軽減判定等)をするために、町・県民税の申告が必要となります。
 ※所得税の確定申告をすると、町県民税の申告をしたものとみなされます。

医療費控除について

本人または本人と生計同一にある家族が治療を受け、一定額以上*の医療費(医療を伴う介護サービスにかかる自己負担を含む)を支払ったときは、医療費控除(上限200万円)を受けることができます。

※一定額以上とは…

- 総所得金額等が200万円以上の人
 - ・ 医療費の合計が10万円を超えた場合
(1年間に支払った医療費の合計額)-(保険金などで補てんされる金額(注))-10万円
 - 総所得金額等が200万円未満の人
 - ・ 医療費の合計が「総所得金額等×5%」を超えた場合
(1年間に支払った医療費の合計額)-(保険金などで補てんされる金額(注))- 総所得金額等の5%
- (注)生命保険契約などで支給される入院費給付金、健康保険などで支給される療養費・家族療養費・出産育児一時金など

公的年金等を受給されている方

昨年中の公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、それ以外の所得金額が20万円以下である場合、所得税の確定申告を行う必要がありません。

なお、各種控除を受けて所得税の還付を受けるための確定申告書は提出することができます。

ただし、公的年金等以外の所得金額が20万円以下で、所得税の確定申告が不要であっても、医療費控除などの各種控除を受けるためには町県民税の申告を行う必要があります。

確定申告を提出する前にご確認ください

次のいずれかに該当する人は、確定申告書(第二表)の「住民税・事業税に関する事項」に必ず記入してください。

- ・ 16歳未満の方を扶養する人
- ・ 寄附金控除を受ける人
- ・ 配当所得や株式譲渡所得があり、住民税額を源泉徴収されている人

前年に役場相談会場で申告された方は、確定申告用紙に代わりお知らせはがきを送付されます

お知らせはがきには、振替納税先や予定納税額等が記載されており、確定申告相談に必要となりますので、大切に保管してください。

なお、紛失されますと再発行ができませんので、内容について、近江八幡税務署に閲覧申請をしていただくこととなるため、ご注意ください。



所得税の確定申告および町・県民税の 申告はお早めに

平成29年分所得税の確定申告と平成30年度町・県民税の申告が2月16日(金)から始まります。期間中は大変混み合いますので、今から必要書類を準備し、早めに手続きをお願いします。

申告に必要なもの 必要書類がないと受付することができない場合があります。ご確認ください。

共通	印かん(朱肉を必要とするもの) ☆所得税の振替納税を初めて利用される場合は金融機関届出印
	マイナンバーと本人が確認できる書類 (マイナンバーカードまたは通知カード、および免許証・パスポート・在留カードなど) ※マイナンバーと本人の確認は平成28年分所得税確定申告から必要となっています。 お忘れのない様、お気をつけください。 ※役場での相談時には、コピーの添付は不要です。
	申告書(事前に送付のあった方)、または「確定申告のお知らせ」はがき
還付申告の方	預金通帳など申告者本人の金融機関の口座がわかるもの
給与または年金収入のある方	源泉徴収票 ※コピー不可 ☆国民年金や厚生年金等の老齢年金受給者には「公的年金等の源泉徴収票」が1月下旬ごろに日本年金機構等から送付されます。なお、遺族年金、障害年金は課税対象ではないので源泉徴収票の送付はありません。
営業、農業、不動産所得のある人	収支内訳書 ※作成されていない場合は、確定申告相談の受付ができません。 ☆農業所得を申告される場合も収支内訳書(農業所得用)が必要です。 ・1月から1年間の農産物に関する収入金額から必要経費を差し引いて所得を計算します。 ・収支内訳書の用紙は税務署や税務課で配布、または国税庁ホームページにも掲載されています。 ※確定申告とともに提出する書類は、収支内訳書だけです。
社会保険料の支払いがある方	社会保険料納付済確認書 【国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料等】 ☆国民年金保険料は、日本年金機構から送付された控除証明書。
生命保険・地震保険料の支払いがある方	生命保険料・地震保険料の控除証明書
障害者控除を受ける方	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳
要介護認定該当者で障害者控除を受ける方	障害者控除対象者認定書 ☆介護保険法による要介護認定を受け、一定の要件を満たす場合は、障害者や特別障害者の控除を受けることができます。認定書の交付申請の手続きについては、長寿福祉課(☎0748-52-6501)へお問い合わせください。
医療費控除を受ける方	医療費の明細書(役場で相談される場合は、必ず領収書を持参してください) ・事前に領収書を受診者、医療機関ごとに集計し、医療費の明細書を作成してください。作成されていない場合は、確定申告相談の受付ができません。 ・明細書の用紙は税務署や役場税務課で配布しています。
寄附金控除を受ける方	寄附金控除証明書もしくは寄附金受領証明書
住宅借入金等特別控除を受ける方	住宅借入金等特別控除関係書類 ・初めて控除を受けられる方は、借入金等年末残高等証明書、敷地・家屋の登記事項証明書、住民票の写し、敷地・家屋の売買契約書等の写しなどが必要となります。
海外在住の被扶養者がいる方	送金関係書類および親族関係書類 ☆海外に在住の親族を扶養とされる場合には、各個人への送金関係書類の確認をします。送金が確認できない場合には、扶養控除の適用はできません。

上記以外に所得や経費がある方は、その証明書類もお持ちください。

セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）について

セルフメディケーション税制とは

健康の維持増進および疾病の予防への取り組みとして、「一定の取り組み」を行なっている個人が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族のために一定額以上「スイッチOTC医薬品（医療用として使用されていた医薬品を有効成分や服用方法、容量が全く同じまま市販されている医薬品）」を購入した場合、所得控除（医療費控除）を受けることができます。

●控除額（上限88,000円）＝スイッチOTC医薬品購入費－12,000円

ただし、一定の取り組みを行った費用については、控除対象となりません。

セルフメディケーション税制は医療費控除の特例であり、従来の医療費控除との選択適用となるため、従来の医療費控除との併用はできません。

一定の取り組みは以下のものです

※申告される方と生計を一にする配偶者その他親族が「一定の取り組み」を行っていることは要件とされていません。

- ① 保険者（健康保険組合等）が実施する健康診査（人間ドック、各種検診等）
- ② 市町村が健康増進事業として行う健康診査（生活保護受給者等を対象とする健康診査を含む）
- ③ 予防接種（定期接種、インフルエンザワクチンの予防接種等）
- ④ 勤務先で実施する定期健康診断（事業主健診）
- ⑤ 特定健康診査（いわゆるメタボ検診）、特定保健指導
- ⑥ 市町村が健康増進事業として実施するがん検診

セルフメディケーション税制の申請に必要なもの

<p>スイッチOTC医薬品の購入費がわかるレシートまたは領収したものを証する書類（領収証等） （右記①～⑤すべてが記載されたもの） ※事前に領収書をまとめ、明細書を作成してからお越しください。作成されていない場合は相談の受付ができません。</p>	<p>①商品名 ②金額 ③当該商品がセルフメディケーション税制対象商品である旨（ドラッグストア等で購入された場合には、レシートに★印や▼印等が付されています） ④販売店名 ⑤購入日</p>
<p>一定の取り組みを行ったことの証明書 （右記のいずれか一つ（原則、原本を添付）） ☆申告される方が適用を受ける年分に組み込んだものであること ※添付の省略はできません。お気をつけください。 ☆健診・検診の結果通知はコピーでも可 ※結果部分については、黒塗りされてあっても可</p>	<p>①インフルエンザの予防接種又は定期予防接種の領収書または予防接種済証 ②市町村のがん検診の領収証または結果通知表 ③職場で受けた定期健康診断の結果通知表 ☆「定期健康診断」または「勤務先名称」の記載が必要 ④特定健康診査の領収証または結果通知表 ☆「特定健康診査」または「保険者名」の記載が必要 ⑤人間ドックやがん検診を始めとする各種健診（検診）の領収証または結果通知表 ☆「勤務先名称」または「保険者名」の記載が必要</p>

申告相談時における ご注意

◆平成29年分の医療費控除およびセルフメディケーション税制を適用される際、「医療費控除の明細書」を添付することで、領収書の添付を省略することができるようになりました。

しかし、当町における申告相談会場をご利用される場合においては、領収書の内容について確認いたしますので必ず領収書をご持参ください。

こんなときは税務署で申告を

- ①譲渡所得
土地・建物の売買や株式の取引による収入等の申告
- ②配当所得
上場株式の配当などで申告分離課税を選択したもの
- ③青色申告
- ④準確定申告
平成29年中に亡くなられた人の申告
- ⑤先物取引・FX（外国為替証拠金取引）
- ⑥過年分（平成28年分以前の申告）
- ⑦その他内容が複雑なもの

近江八幡税務署からのお知らせ

近江八幡税務署では、2月16日（金）から申告会場を開設し、確定申告に関する相談を行います。申告相談の受付は16時まで（混雑状況により早めに終了する場合があります）です。また還付申告については、1月4日（木）から提出していただけます。

パソコン等で申告書が作成できます

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、金額などの項目を入力すると税額などが自動計算され、申告書を作成することができます。作成したデータは、印刷して税務署へ郵送で提出することができるため、税務署などへ出向く必要がなくなります。